

○社会教育法

(昭和二十四年六月一〇日法律第二〇七号)

(最近改正)

令和四年六月一七日法律第六八号による改正は、刑法等一部改正法(刑法等の一部

を改正する法律)令和四年六月法律第六七号施行日から施行につき、本文には直

接改正を加えないで、改正文を点線で囲って登載した。

目次

第一章 総則(第一条—第九条)

第二章 社会教育主事等(第九条の二—第九条の七)

第三章 社会教育関係団体(第十条—第十四条)

第四章 社会教育委員(第十五条—第十九条)

第五章 公民館(第二十条—第四十二条)

第六章 学校施設の利用(第四十三条—第四十八条)

第七章 通信教育(第四十九条—第五十七条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第一条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二

社会教育法

十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

2 國及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民

の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するため必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 國及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

○第一一期中央教育審議会生涯学習分

科会における議論の整理（抄）

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共
に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

〔令和四・八
中央教育審議会生涯学習分科会〕

はじめに ～生涯学習・社会教育の新たな役割～

○ 本第一一期生涯学習分科会は、以下に述べるような未曾有の社会状況の出現や社会の構造的変化に対応する生涯学習・社会教育の在り方を検討し、その新たな意義と役割を提示するための議論を行った。

○ 第一期生涯学習分科会の期間（平成三十一年四月～令和二年八月）は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止が社会的な課題となる中、学校教育においては「GIGAスクール構想」におけるハード・ソフト・人材の整備が加速化され、全ての子供たちの学びを保障できる環境整備を令和二年度中に実現することが目指されていた。令和三年四月には、全国の小中学校等において一人一台端末等の環境が実現し、端末を日常的に活用する教育活動が推進されているところであり、学校教育におけるこの前例のない進展と、社会的に広く活用されているICT端末普及などの

流れを背景として、社会教育においても、新型コロナウイルス感染症対策の影響やデジタルデバイドの解消などの必要性が課題として提起されていた。また、自然災害による国民の生命・財産への被害が激甚化し頻発する中、住民の主体的な参加を得て、防災等に関する必要な知識を得たり、リスクコミュニケーションを図つたりできる機会を設ける「命を守る」生涯学習や、社会教育を通じて住民の生きる意欲を支えることの重要性も強く認識されってきた。

そうした社会の変化に対応し、本分科会の第一〇期においては、「命を守り、誰一人として取り残すことのない社会の実現」を目指し、社会的包摶を実現するための生涯学習・社会教育の在り方等について、審議を行い、議論の整理をとりまとめた。

○ 第一期生涯学習分科会の期間（令和三年五月～令和四年七月）には、デジタル庁が発足し、「誰もがデジタル化の恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、豊かさを真に実感できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現」を目指す重点計画が示されている。また、ウェルビーイングの実現について政府方針として示され、ウェルビーイングの実現は官民を超えた共通の関心事項となっている。

さらに、オミクロン株による感染の再拡大、ロシアによるウクライナ侵略などの事態の発生は国民の日常生活にも少なからぬ影響を及ぼしており、国民一人一人が大きな社会の変化に無関心ではいられない状況となっている。あらゆる暴力のない社会を目指

6 情報化への対応

○デジタル社会形成基本法

(令和三年五・一九)
(法律第三五号)

目次	
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 基本理念（第三条・第十二条）	第二章 基本理念（第三条・第十二条）
第三章 国、地方公共団体及び事業者の責務等（第十三条・第十 九条）	第三章 国、地方公共団体及び事業者の責務等（第十三条・第十 九条）
第四章 施策の策定に係る基本方針（第二十条・第三十五条）	第四章 施策の策定に係る基本方針（第二十条・第三十五条）
第五章 デジタル庁（第三十六条）	第五章 デジタル庁（第三十六条）
第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画（第三十七条・第 三十八条）	第六章 デジタル社会の形成に関する重点計画（第三十七条・第 三十八条）
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則
(目的)	
第一条 この法律は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力 の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高 齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上 で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関し、基 本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国、地方公共団体 及び事業者の責務を明らかにし、並びにデジタル庁の設置及びデ ジタル社会の形成に関する重点計画の作成について定めることに より、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進 し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生 活の実現に寄与することを目的とする。	(定義)
第二条 この法律において「デジタル社会」とは、インターネット その他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様 な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信すると ともに、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三百三 号）、第二条第一項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規 定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四 項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術 その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先 端的な技術をはじめとする情報通信技術（以下「情報通信技術」 といふ。）を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他 人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録 をいふ。第三十条において同じ。）として記録された多様かつ大 量の情報を適正かつ効果的に活用すること（以下「情報通信技術 を用いた情報の活用」といふ。）により、あらゆる分野における デジタル社会形成基本法	